

# 「セルフメディケーション税制」がわかるQ&A



## 制度の概要

### Q このセルフメディケーション税制はどのように導入されたのか

A 「健康寿命延伸」を実現するセルフメディケーション推進のため、この制度が導入されました。

日本は巨額な財政を費やして世界のトップクラスの長寿国を実現してきました。しかし、生命寿命と健康寿命との差(不健康期間)が12年もあり、高齢者の増加に伴い、現行の医療制度が崩壊の危機を迎えています。そこで政府は、高齢者の方が元気に過ごす「健康寿命延伸」を国策として推進することになりました。このセルフメディケーション税制は、健康に関する自己管理(健康維持、予防、自己治療などのセルフメディケーション)を行うことへのインセンティブ(支援と動機付け)として導入されました。セルフメディケーション推進を目的とした税の制度導入は、わが国初のことです。

### Q どの医薬品でも、誰でも受けられるのか

A この制度の利用は、①特定の医薬品、②購入金額1万2,000円を超えた金額、③健康診断や予防接種等を受けている人、④所得税・住民税を納めている人、の4つが対象要件です。①～④の対象要件を満たした方が、家族の購入分をまとめて申告することができます。

### ①特定の医薬品

特定の医薬品とは、医療用からOTC医薬品(市販薬)に移行(スイッチ)した成分を含む医薬品のことです。現在、約1,600品目ほどありますが、厚生労働省のホームページにリストが掲載されていますので、そちらからもご覧頂けます。

### ②購入金額1万2,000円を超えた金額

①の医薬品の年間購入金額(家族分を合わせて)のうち、1万2,000円を超えた金額(上限8万8,000円)が所得控除の対象となります。1万2,000円を超える金額の全額が還付されるのではなく、課税所得に応じた税率に基づいて計算され、軽減されることとなります(所得税は還付され、住民税は翌年納付金額が軽減されます)。

### ③健康診断や予防接種等

会社や公的な『定期健康診断』や『特定健康診査(メタボ健診)』の他、『インフルエンザの予防接種』や『がん検診』、『健康診査』などのいずれかを行った人が対象となります。但し、個人が任意に実施した人間ドックは含まれません。

### ④所得税・住民税を納めている人

この制度は「所得控除」の制度ですので、課税所得がある(納税している)方が申告することになります。

## 購入時の留意事項

### Q 購入時に対象商品かどうか分かるのか

A 商品、店頭のパライスカード、購入時のレシートに控除対象マーク(表面参照)がついている医薬品は対象商品です。購入時には、控除対象マークが医薬品のパッケージに表示されているかどうかで判断できます。また、店頭陳列のパライスカードに控除対象

マークが表示されている場合もあります。但し、パッケージやパライスカードへの表示は参考情報ですので、購入後に渡されるレシートに★や●印等のマークで対象医薬品であることが記載されているかどうかをご確認下さい(レシートではなく領収書でも可能です)。

## 確定申告時の留意事項

### Q どうしたら控除を受けられるのか

A 1年分の購入証明書類(レシートや領収書)に基づいて翌年に確定申告を行います。この制度は、2017年(平成29年)1月1日から始まっています(5か年の時限制度)。1月1日から12月31日までの1年分の対象医薬品の購入証明書類(レシートや領収書)に基づいて、翌年に確定申告を行い、所得控除を受けることができます。レシート、領収書には『商品名』、『金額』、『セルフメディケーション税制対象品目であること』、『販売店名』、『購入日』が明記されている必要があります。

### Q 確定申告には何が必要でどのようにやればよいのか

A 確定申告用紙の他に、購入証明書類(レシートや領収書)、健診等の証明書を添付書類として提出します。

レシートや領収書、健診等を受けた証明書は確定申告の際に必要となりますので、失くさないように保管しておきましょう。また確定申告の手続きには、税務署に直接出向き確定申告手続きを行う方法と、電子データによる申告方式(e-Tax)の2つの方法があります。手続きの詳細内容は、国税庁ホームページをご覧になるか、最寄りの税務署等にお問い合わせ下さい。

## セルフメディケーション税制に関する詳しい情報

### ● 制度について知りたい

厚生労働省 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について  
URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>



### ● 確定申告について知りたい

最寄り税務署  
国税庁 税についての相談窓口  
URL: <http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>

